

# 一般社団法人日本パラアイスホッケー協会 組織規程

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 本規程は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会（以下「本協会」という。）の定款の規定に基づき、本協会の組織及び運営に関する基本原則を定める。

### (遵守義務)

第2条 本協会に加盟または登録する団体（以下「加盟・登録団体」という。）及び個人（選手、指導者等のチームスタッフ、審判員及び役職員その他の関係者、以下併せて「選手等」という。）は、定款、本規程及びこれに付随する諸規程並びに関連規則のほか、本協会の指示、命令、決定並びに裁定等を遵守する義務を負う。

- 2 加盟・登録団体及び選手等は、本協会並びにこれらの団体及び個人が服すべきとされた国際競技カレンダー並びに国際試合または国際大会に関する規定等を遵守するものとする。
- 3 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別はいかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程及びその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。

### (名称)

第3条 本協会は、一般社団法人日本パラアイスホッケー協会と称し、英文表記は Japan Para Ice Hockey Association（略称、「JPIHA」）とする。

### (事務所)

第4条 本協会は、事務局を東京都港区に置く。

### (目的)

第5条 本協会は、我が国におけるパラアイスホッケー競技界を統轄し、代表する団体としてパラアイスホッケーの普及及び振興を図り、パラリンピック競技大会や世界選手権大会へ向けて競技者を育成強化し、パラアイスホッケーを通じて、国民の心身の健全な発展に寄与し、また豊かな人間性を涵養することを目的とするパラアイスホッケー競技の統括団体として、我が国を代表するとともに、海外のパラアイスホッケーチーム、組織、団体等との交流・相互理解を深め、これにより世界平和に寄与することを目的とする。

### (事業)

第6条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会（国際大会・国内大会）の開催
- (2) パラアイスホッケー競技者の育成強化
- (3) パラアイスホッケー競技普及のための講習会（体験会）及び研修会の開催
- (4) 競技力の向上に関する指導及び研究
- (5) 第2条に掲げる諸規程、規則等の周知徹底及び啓蒙活動

- (6) 審判員、指導者の養成及び派遣
- (7) 加盟チーム相互間、また、他地区チームとの親善試合の斡旋
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 役員等

(役員等)

第7条 本協会には、次の役員を置く。

- 理事 3名以上
- 監事 1名以上
- 代表理事 1名

(理事及び監事の選任の方法)

第8条 本協会の理事及び監事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事、役付理事及びその職務・権限)

第9条 本協会は、理事会の決議により、理事の中から代表理事1名を選定する。

- 2 代表理事を理事長とし、理事会の決議により選定する。
- 3 本協会は、理事長のほか、専務理事及び常任理事を置くことができ、理事会において理事の過半数をもって選定する。
- 4 理事長は、本協会を代表する。
- 5 常任理事は、本協会の業務を分担執行する。

(監事の職務・権限)

第10条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第11条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した理事または監事の補欠として、または増員により選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。但し、増員により選任された監事の任期については、その残存期間が2年に満たないときは、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結のときまでとする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。
- 5 理事は原則として5期を超えて在任してはならない。当該理事が再度就任する場合は2期以上の期間をあげなければならない。

(役員解任)

第12条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任する。但し、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数によって行わなければならない。

(役員の報酬等)

第13条 役員は、無報酬とする。

(取引の制限)

第14条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

(1) 自己または第三者のためにする本協会の事業の部類に属する取引

(2) 自己または第三者のためにする本協会との取引

(3) 本協会がその理事の債務を保証すること、あるいはその他理事以外の者との間における本協会とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第15条 本協会は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

### 第3章 事務局

(事務局)

第16条 本協会は、理事の業務執行を補助する機関として事務局を設置する。

2 事務局には職員を置き、別途定める就業規則に従うものとする。

3 職員は有給とし、別途定める給与規程により、給与額を決定するものとする。

4 職員の出張にあたっては、別途定める旅費等に関する規程を適用するものとする。

(事務局長)

第17条 事務局には事務局長を置く。ただし、本協会の役員が事務局長を兼務することを妨げない。

2 事務局長は事務局を統括し、理事会の指示の下、本協会の業務を遂行する。

3 事務局長は有給とする。

(細目的事項)

第18条 事務局の構成、業務分担その他の細目的事項については、理事会が別に定める。

### 第4章 スタッフ

(強化スタッフ)

第19条 本協会は強化スタッフとして以下の役職を置くものとする。

①監督 ②コーチ ③マネージャー ④ドクター ⑤トレーナー

⑥イクイップメント ⑦アンチ・ドーピング担当 ⑧その他(看護師・映像記録担当・

スポーツ栄養士等)

- (1) コーチは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会認定の障害者スポーツコーチの資格保有者、あるいは、将来的に当該資格を取得することを条件とする。
  - (2) ドクターは公益財団法人日本障害者スポーツ協会日本パラリンピック委員会が認定した障害者スポーツ医の資格保有者が望ましい。
  - (3) トレーナーは、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会が定めた「障がい者スポーツトレーナー講習会」への参加資格条件を満たすものとする。
  - (4) アンチ・ドーピング担当は、スポーツファーマシストの資格保有者が望ましい。
  - (5) その他の強化スタッフは、必要に応じて適任者を選任するものとする。
- 2 強化スタッフへの報酬は、原則として、別途定める旅費等に関する規程に則り、謝金の形で支払われるものとする。但し、公益財団法人日本パラリンピック委員会の定める専任スタッフに指定された場合はその限りではない。
  - 3 合宿、遠征等の参加に当たっては別途定める旅費等に関する規程により経費を支払うものとする。
  - 4 強化スタッフは、協会の「3-1 コンプライアンス規程」「3-2 倫理に関するガイドライン」「3-3 行動規範」および「3-4 処分規程」を理解した上で、「誓約書」に署名し、本協会へ提出するものとする。

(支援スタッフ)

第 20 条 本協会は支援スタッフとして以下の役職を置くことができる。

- ①競技審判 ②コーチ補佐 ③トレーナー補佐 ④マネジメント補佐
  - (1) 競技審判は、日本アイスホッケー連盟の審判員の資格を保有するものとする。
  - (2) コーチ補佐は、アイスホッケー経験者とする。
  - (3) トレーナー補佐は、理学療法士の有資格者とする。
  - (4) マネジメント補佐は、英語での意思疎通が可能であり、目安として TOEIC800 点以上の者が望ましい。
- 2 支援スタッフへの報酬は、原則として、別途定める旅費等に関する規程に則り、謝金の形で支払われるものとする。
  - 3 合宿等の参加に当たっては別途定める旅費等に関する規程により経費を支払うものとする。
  - 4 支援スタッフは、協会の「3-1 コンプライアンス規程」「3-2 倫理に関するガイドライン」「3-3 行動規範」および「3-4 処分規程」を理解した上で、「誓約書」に署名し、本協会へ提出するものとする。

## 第5章 コンプライアンス委員会

(目的)

第 21 条 別途定めるコンプライアンス規程の遵守、運用のために、定款に基づく専門委員会の一つとしてコンプライアンス委員会（以下「本委員会」とする。）を設置する。

(所掌業務)

第 22 条 本委員会は、本協会のガバナンス及びコンプライアンスに関する専門事項を所掌し、理事会に意見を具申する。

- 2 前項に規定する専門事項とは、次の各号をいう。
  - (1) コンプライアンス規定の整備に関する事
  - (2) コンプライアンス規定第8条に掲げる規定違反の場合の処分に関する事
  - (3) ガバナンス、コンプライアンス及び社会的規範意識の啓発活動に関する事
  - (4) その他ガバナンス及びコンプライアンス活動事業の目的達成に必要な事

(組織・委員)

第23条 本委員会に次の委員を置く。

- (1) 委員長
  - (2) 委員 若干名
- 2 委員長及び委員は、理事会の決議により理事長が委嘱する。

(任期)

第24条 委員の任期は、委嘱の日から始まり、本協会理事の任期と同じく終了する、ただし、再任を妨げない。

- 2 委員の増員や委員退任の後の補充委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

(委員会)

第25条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数（意見を書面又は電子メールにより提出した者も含む。）が出席して成立する。
- 3 委員会の議事決定は、出席者の過半数をもって行い、同数の場合は議長が決する。
- 4 委員会で決定した事項については、理事会へ報告し、承認を得るものとする。
- 5 理事長、常任理事は、委員会に出席して意見を述べる事が出来る。
- 6 この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会においてこれを別に定める。

## 第6章 アスリート委員会

(目的)

第26条 パラアイスホッケー競技に基づくあらゆる事案について、本協会に登録するアスリートの意見を取りまとめ、本協会の意志決定機関に反映することを目的に、定款に基づく専門委員会としてアスリート委員会を設置する。

(協議事項)

第27条 アスリート委員会は前条の目的を達成するために、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議し、アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申または報告する。

- (1) アンチ・ドーピング及びクラス分けの教育や啓発に関する事
- (2) 競技、強化環境の改善や整備に関する事
- (3) パラリンピックムーブメントの推進活動に関する事
- (4) ジュニアのサポート環境の整備・改善に関する事
- (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流・地位向上に資する事
- (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関する事

- (7) 選手のコンプライアンス啓発に関すること
- (8) パラアイスホッケー競技の社会的役割や価値の向上に寄与すること
- (9) 協会主催事業に協力しパラアイスホッケーの普及発展に寄与すること
- (10) 日本パラリンピック委員会アスリート委員会との協力・連携に関すること
- (11) その他選手に関すること

(構成)

第 28 条 アスリート委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長 1名
  - 副委員長 1名～2名
  - 委員 5名以内（現役アスリート2名以上）
- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て理事長が委嘱する。
  - 3 副委員長、委員は、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

(委員の資格)

第 29 条 委員は、次の各号に規定する者をもって構成する。

- (1) 年齢が16才以上で、かつ、本協会の登録競技者のうち、パラリンピック冬季大会、パラアイスホッケー世界選手権の国際競技会に過去4年以内に出場した経験のある現役アスリート。
  - (2) 本協会の登録者で上記国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有するアスリート経験者。
- 2 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない者でなければならない。

(任期)

第 30 条 委員長、副委員長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 委員長、副委員長または委員が、補欠または増員により選任された場合の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会)

第 31 条 アスリート委員会の会議は、年1回以上開催するものとし、委員長がこれを招集する。

- 2 委員は、必要に応じて委員の半数以上の請求があった場合、いつでも会議の開催を求めることができる。
- 3 会長、常任理事は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 会議の議長は、委員長とする。
- 5 会議の決議は、委員の過半数（委任状を含む）が出席し、その出席者の過半数を以て行う。但し、可否同数の場合は、議長の決するところとする。

(事務局)

第 32 条 委員会の事務は、事務局が行う。

(規程の改廃)

第 33 条 本規程の改廃は、理事会の決議とする。

附則

1. 本規程は、2015 年 12 月 1 日に策定され、理事会の承認を以って施行する。
2. 本規程は、2016 年 6 月 6 日に一部改訂し、翌日から施行する。
3. 本規程は、2017 年 7 月 1 日に一部改訂し、翌日から施行する。
4. 本規程は、2020 年 6 月 1 日に一部改訂、及び、コンプライアンス委員会並びにアスリート委員会に関する条項を追加し、翌日から施行する。